



## 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第七号、第53条第1項第六号及び第56条第1項第一号並びに第二号ニの規定により、用途地域の指定のない区域内の建築物について建築形態の規制値の設定及び新たに生じた土地等の用途未指定地域の建築形態の規制値の指定について決定したので、次のとおり公告する。

令和3年3月30日

特定行政庁

うるま市長 島袋 俊夫



### 1. 設定する建築形態規制値の種類

- 1) 容積率の上限
- 2) 建ぺい率の上限
- 3) 建築物の各部分の高さ（道路斜線及び隣地斜線）

### 設定する土地の区域

- 1) うるま市全域（用途地域の境界線を明確化することによって生じた用途未指定地域）

### 2. 新たに生じた土地等の用途未指定地域の建築形態規制値の指定について

- 1) 特殊基準ではない一般基準の指定方法